

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第2号**

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>1,900円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円、2,900円又は3,400円）</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>1,200円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、2,400円、2,900円又は3,400円）</p> <p>(7)～(15) 略</p> <p>5・6 略</p>

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。